

平成24年度(2012年度)

会 議 報 告 書

(横須賀市人権施策に対する意見)

【外国籍市民の人権】

就学、相談・支援体制、医療、防災体制の取り組み

【性的マイノリティの人権】

性的マイノリティの取り組み

平成25年(2013年) 2月12日

横須賀市人権施策推進会議

目 次

はじめに	1
1 評価の方法	1
2 評価の対象	2
3 推進会議の開催経過	2
4 評価の結果（外国籍市民の人権）	2
5 評価の結果（性的マイノリティの人権）	5
まとめ	8
委員名簿	10

はじめに

「横須賀市人権施策推進会議」（以下、「推進会議」という）は、「横須賀市人権施策推進指針」（以下、「推進指針」という）に基づき、学識経験者、市民などの第三者により、本市の施策・事業について人権擁護の観点から評価を行っています。

平成24年度は「外国籍市民の人権」および「性的マイノリティ（同性愛者、性同一性障害など性的少数者）の人権」について意見交換を行い、このたび報告書がまとまりましたので提出いたします。

本報告書が、本市の人権擁護にかかわる計画の策定や、事業の見直しなどの際に、施策に反映されるよう期待します。

1 評価の方法

- (1) 推進会議は、推進指針で分類した8分野の人権課題の中から、議論の対象を選定する。
- (2) 推進会議は、前項で選定した人権課題に係る担当部局から、行政計画および主要施策・事業の資料提供、概要説明を受け、憲法、国際条約などに定められた人権尊重の理念にのっとり、人権擁護の観点から意見交換を行い、優れている点、問題点、課題などを抽出、整理するとともに、提言、所見などを取りまとめ市に報告する。
- (3) 評価に当たっては、次の「評価の視点」を考慮して行う。

【評価の視点】

① 人権擁護の担保

人権擁護のため必要と思われる措置が不可能または困難な場合でも、その合理的根拠が認識され、代替措置が講じられているか。

② 当事者の視点

施策の立案などにあたって、当事者（支援者や家族などを含む）の視点を取り入れるための方策が取られているか。

③ 周知・啓発

周知・啓発を十分に行うとともに、その効果の把握に努めているか。

④ 関係機関などとの連携

複雑化した問題を解決するため、庁内、関係機関との連携網が構築されており、有効に機能しているか。

⑤ 研修

専門的・技術的なものも含め、人権擁護に関わる職員その他の人材育成のための研修プログラムが、計画的かつ効果的に組まれているか。

⑥ その他

推進会議において必要と認める事項が取り組まれているか。

2 評価の対象

平成24年度の対象は、推進指針で分類した8分野の人権課題の中から「外国籍市民の人権」および「性的マイノリティの人権」について取り上げた。

「外国籍市民の人権」については、施策・事業が広範囲にわたっていることから、就学、相談・支援体制、医療、防災体制を対象に評価した。

「性的マイノリティの人権」については、市役所内での職員向けの研修などを実施しているが、性的マイノリティに特化した施策がないため、問題点や課題を中心に議論した。

3 推進会議の開催経過

(1) 平成24年7月2日 本庁舎1号館3階 会議室A

議題：①諮問 ②議論の進め方(スケジュールなど)について ③外国籍市民の人権施策について ④性的マイノリティの人権について

(2) 平成24年8月20日 本庁舎1号館3階 会議室A

議題：①第1回議事録の確認について ②人権施策推進会議評価シート(案)について ③外国籍市民の人権施策について

(3) 平成24年10月18日 本庁舎1号館3階 会議室A

議題：①第2回議事録の確認について ②人権施策推進会議評価シート(外国籍市民の就学、相談・支援体制、医療、防災体制)について ③性的マイノリティの人権について

(4) 平成25年1月31日 本庁舎1号館3階 会議室A

議題：①第3回議事録の確認について①人権施策推進会議評価シート(性的マイノリティの人権) ②人権施策推進会議評価シート(外国籍市民の人権) ③会議報告書(案)について ④次年度対象・事業の選定について ⑤次年度委員の選任について

4 評価の結果(外国籍市民の人権—就学、相談・支援体制、医療、防災体制—)

(1) 人権擁護の担保について

① 人権擁護の担保の状況と課題

・外国籍市民への教育の取り組みは、他の自治体にさきがけて行われている。

- ・教育委員会に言語指導員を配置し、さらに帰国および外国籍生徒の日本語指導教室なども開催しており、他の自治体と比較すると横須賀市は、手厚い施策がなされている。
- ・市民病院を通訳の利用できる協定医療機関にする必要がある。
- ・やさしい日本語などで外国籍市民に防災の情報発信を積極的に行っている。
- ・防災放送は、日本語と英語の2カ国語で放送されており、他の自治体と比較すると外国籍市民に配慮している。

② 人権擁護の担保に対する意見

- ・市民病院において医療ソーシャルワーカーの体制が整い次第、外国籍市民向けの通訳が利用できる協定医療機関に加盟させる検討が必要である。

※協定医療機関

- ・医療通訳ボランティア団体との協定により、外国籍市民向けの医療通訳サービスを利用できる医療機関。

※医療ソーシャルワーカー

- ・医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る専門職。

(2) 当事者の視点について

① 当事者の視点の状況と課題

- ・小中学校入学時の手続きに関するガイドブックなどの翻訳も他の自治体と比較して先行して行っている。
- ・中学校3年生の学齢で入国した場合に、高校受験の準備のために、下学年へ入学できる配慮が必要である。
- ・「相談体制を整えること」を優先するのか、「子ども同士や先生たちと相談が気軽にできるコミュニケーション能力をつけることの支援」を優先するのかの選択が必要であり、今後の課題である。
- ・外国籍市民向けの通訳が利用できる協定医療機関は、すべて大規模な総合病院ばかりである。外国籍市民は、軽い病気のときは安心して通院できる地域のクリニックへの通院を希望しているが、言語が通じないために受診を断られるのが現状である。
- ・分りやすい日本語によりコミュニケーションツールを利用して防災に関する情報発信をしている。

② 当事者の視点に対する意見

- ・相談・支援体制に結びつけるために、スクールソーシャルワーカーと支援教育コーディネーターの一層の活用を期待したい。
- ・日本語指導員によるサポートや学力に応じた支援の充実をさらに図るとともに、原級留置（同じ学年をもう一度行う制度）を含め、一人一人の児童に合

った、さまざまな対応が必要である。

- ・外国籍の患者が来院しても対応できるように、外国語診療マニュアルの配置を開業医に依頼できるかの検討が必要である。

※スクールソーシャルワーカー

- ・児童・生徒への直接的な関わりを中心としつつ、家庭、学校、関係諸機関との連絡調整機能を担う専門職。

※支援教育コーディネーター

- ・保護者の相談の窓口となるほか、校内外の関係者の間を連絡調整し、児童生徒への支援を校内体制として進める推進役。

(3) 周知・啓発について

① 周知・啓発の状況と課題

- ・教員個人ごとに外国籍市民に対する就学システムの認識に差があり、周知を徹底する必要がある。
- ・相談や支援に関する外国籍市民向けの各種パンフレットなどは分りやすく工夫されており、さらに努力を期待したい。
- ・外国籍市民へ確実に情報を伝えるのは、病院サイドだけでは困難である。市立うわまち病院の通訳派遣事業の内容を一般情報として、市の広報およびホームページに掲載する必要がある。
- ・防災に興味のない方々にも伝わるような啓発が必要である。
- ・津波の避難ビルの表示などは、外国籍市民には分りにくい。

② 周知・啓発に対する意見

- ・外国籍市民の就学システムについて校長だけへの周知ではなく、教員一人一人に周知する必要がある。
- ・市立うわまち病院が外国籍市民向けの通訳が利用できることを病院内だけではなく、外部に向けて広報する努力を期待したい。
- ・興味のある外国籍市民の方々に対しては、災害時のオピニオンリーダーとして活動ができるように強化することを併行して行うことも重要である。
- ・津波の避難ビルの表示などは、外国籍市民にも理解できるような工夫を期待したい。

(4) 関係機関などとの連携について

① 関係機関などとの連携の状況と課題

- ・国際交流課の英語パンフレットなどを英語教育のテキストとして使用するなど外国籍市民とのコミュニケーションに興味を持つような施策の検討が必要である。
- ・医療通訳の派遣システムは、神奈川県県民局くらし文化部国際課が、システ

ム未加入の自治体に加入促進を行い、協定医療機関数を増やす努力をし、外国籍市民に対する支援への参加を進めている。

② 関係機関などとの連携に対する意見

- ・多文化共生社会を推進し、外国籍市民の就学の環境を整える上で、国際交流課と支援教育課の連携を強めるための将来に向けた検討が必要である。
- ・市民病院はもとより、市内のすべての総合病院が、外国籍市民向けの協定医療機関に加盟するよう取り組みを進めるべきである。

(5) 研修について

① 研修の状況と課題

- ・相談時の外国籍の児童の心の問題について、通訳や言語指導員の研修内容に言語指導以外の傾聴や心理学も加える検討が必要である。

② 研修に対する意見

- ・言語指導員の研修項目に、言語指導以外の傾聴や心理学などの領域を充実させる検討が必要である。

(6) その他

① その他の状況と課題

- ・神奈川県外国籍市民の在住率は、約1.9%であり、全国平均は、約1.6%である。本市の外国籍市民4,714人は、在住率が約1.1%であるが、住民基本台帳法の適用除外の米海軍横須賀基地関係者の約2万人（推定）を加えると6%程度となり、市民の約17人に1人が外国籍市民となる。
- ・米海軍横須賀基地関係者との交流も考慮した上で、施策を推進することが重要である。
- ・米海軍横須賀基地関係者の防災体制は、米海軍により確立していると考えられるので、米海軍横須賀基地関係者以外の外国籍市民に対象を絞って防災体制を整える必要がある。

② その他に対する意見

- ・米海軍横須賀基地関係者との交流も考慮した上で、施策を推進することの検討が必要である。
- ・米海軍横須賀基地関係者以外の外国籍市民に周知・啓発を行い、通常の防災訓練の中に組み込む努力が必要である。

5 評価の結果（性的マイノリティの人権）

(1) 人権擁護の担保について

① 人権擁護の担保の状況と課題

- ・会議などの名簿の性別欄については、一人一人の性別の表記は、不必要であ

る。

- ・性的マイノリティが相談できる場所が横須賀市内にはない。中高生だと交通費の関係で、相談機関のある横浜市まで行くことができない場合もある。

② 人権擁護の担保に対する意見

- ・会議などの名簿は、必要性のない性別欄は削除し、男女の合計数の表記にするなどの配慮が必要である。
- ・性的マイノリティが相談できる場所を横須賀市内に設置する検討が必要である。

(2) 当事者の視点について

① 当事者の視点の状況と課題

- ・性的マイノリティの思春期の子どもたちが、悩みの第一段階から抜け出すための情報交換の場が必要である。

② 当事者の視点に対する意見

- ・同じ悩みを抱える性的マイノリティの当事者同士が情報交換することのできる場が必要であり、市として直接的に行動ができない場合は、NPO法人に協力を依頼するなどの施策が必要である。

(3) 周知・啓発について

① 周知・啓発の状況と課題

- ・性的マイノリティも含めて、すべての人が等しく人権を享受できるような地域社会を作るための啓発が必要である。

② 周知・啓発に対する意見

- ・性的マイノリティのメッセージ展、講演会を開催し、一般市民に啓発する必要がある。

(4) 関係機関などとの連携について

① 関係機関などとの連携の状況と課題

- ・子どもの相談に教員が付き添って相談機関を利用した事例があるが、教員が外部の相談機関につなげる場合も保護者の許可が必要であり、対応に困難が伴うことがある。

② 関係機関などとの連携に対する意見

- ・学校および行政機関が性的マイノリティの子どもに対応しやすい体制づくりが必要であり、学校および行政機関が対応できない場合は、外部の相談機関から相談員を派遣できるようなトータルな支援体制が必要である。

(5) 研修について

① 研修の状況と課題

- ・教員や市役所内の相談員を対象とした研修や講演会などを実施している。
- ② 研修に対する意見
 - ・特に意見なし。

(6) その他

- ① その他の状況と課題
 - ・性同一性障害の方々が一番困っていることは、トイレの問題である。男性と女性のトイレしかない。みんなのトイレ（多機能トイレ）の増設が必要である。
 - ・市営住宅の同性同士の入居を認めるなどの入居条件の検討が必要である。
- ② その他に対する意見
 - ・本市の公衆トイレには、みんなのトイレ（多機能トイレ）の増設を期待したい。
 - ・市営住宅の同性同士の入居など性別の隔たりをなくす取り組みの検討が必要である。

まとめ

我が国の外国籍市民の在住率は約1.6%であり、神奈川県内には約1.9%の外国籍市民の方々が暮らしています。

横須賀市の外国籍市民は4,714人（平成24年3月31日現在）おり、在住率は約1.1%となっています。

しかし、実際には、住民基本台帳法の適用除外の米海軍横須賀基地関係者の約2万人（推定）を加えると在住率は、6%程度となり、市民の約17人に1人が外国籍市民になるという高い割合となります。

そして、横須賀市には約70カ国の外国籍市民の方々がおり、言葉や文化の違いから、学校生活をはじめ、病気やケガをした場合の対応や、災害時の避難などについての心配事を抱えて暮らしている人もいます。

一方、性的マイノリティの人口比率は、正確な数値データがありませんが、専門の研究機関などのアンケート調査によれば、全人口の3～5%が性的マイノリティであると推定されています。

性的マイノリティの思春期の子どもたちが、学校において、こころない嘲笑の視線や言葉による暴力などのいじめを受け、孤立し精神的な抑圧を受け、不登校や自殺に追い込まれるケースが少なくないことも専門の研究機関などのアンケート調査結果から推し量ることができます。

推進会議では、このような状況から、市民全体に占める割合は少ないものの外国籍市民や性的マイノリティの当事者とその家族にとって孤立を防ぐ取り組みが必要であると認識し、横須賀市の施策を評価しました。

横須賀市における「外国籍市民の人権施策」に関しては、他都市と比較しても先進的かつ積極的な取り組みがなされ、有効な施策が行われていると評価することができました。

今後は、米海軍横須賀基地関係者との交流も考慮した上で、外国籍市民の人権に関する施策を推進することが重要あり、国際交流課と支援教育課がさらに連携し、国際理解や多文化共生を進めるための取り組みが期待されます。また、医療に関しては、市民病院が通訳制度の利用ができる協定医療機関に早期に加盟することや、市内の総合病院に対しても加盟を促進する取り組みの検討が必要です。

性的マイノリティの人権については、特化した横須賀市独自の施策はないものの、市役所内の相談員を対象にした研修や講演会などを実施するなど可能な範囲での対策に取り組む姿勢は評価することができます。人が100人集まれば、100通りの個性があるように、一人一人の性の在り方も異なります。性の多様性を理解することが大切です。思春期の子どもたちが、自分自身の性の悩みの第一段階から抜け出すための相談窓口の設置、啓発活動、情報交換の場の設置の検討などの支援体制が必要不可欠です。特に男性同性愛者の自殺未遂率は、非常に高い水準にありますので、対策が求められます。

外国籍市民および性的マイノリティの方々が、安心して暮らせる、多様性のあるまちづくりの推進に努めることを期待します。

人権施策推進会議委員名簿

※任期：平成24年6月1日～平成25年5月31日
(50音順、敬称略)

職	氏名	所属・職業	備考
委員	伊 藤 仁	公募市民	
委員	岩 本 弥 生	特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ	
委員	海 原 泰 江	公募市民	
委員	小 林 勇 雄	人権擁護委員	横須賀市人権擁護委員会 常務委員
委員長	小 林 正 稔	保健福祉学部 教授	神奈川県立保健福祉大学
委員	今 野 幸 子	民生委員児童委員	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長
職務代理者	早 川 美智子	人権擁護委員	横須賀市人権擁護委員会 副会長
委員	原 勝 己	弁護士	横浜弁護士会
委員	星 野 慎 二	特定非営利活動法人 SHIP 代表	

(男性5名、女性4名)

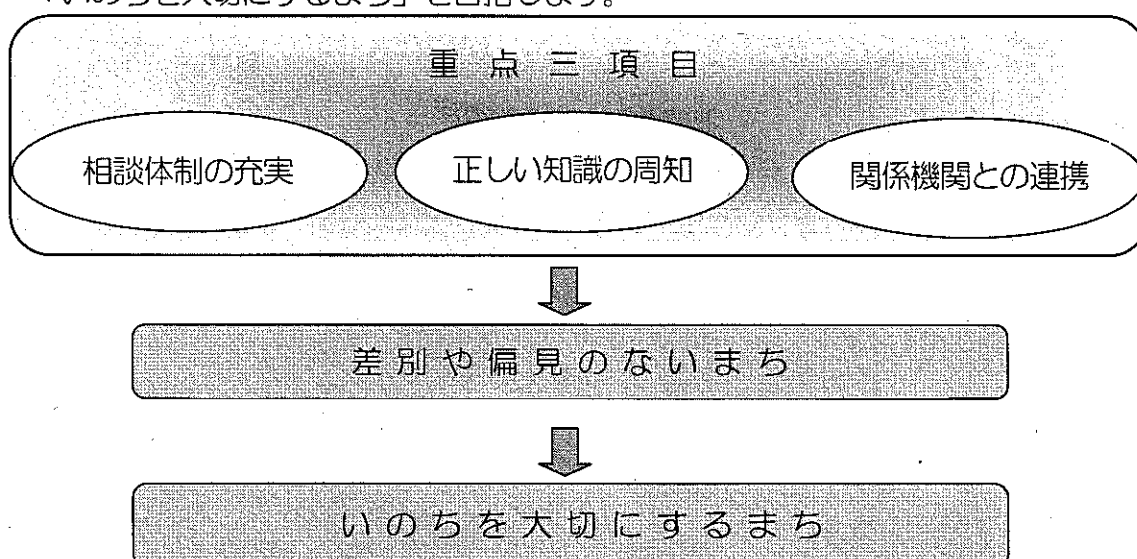
性的マイノリティに関する施策（案）

1 施策のよりどころ

- ・この施策は、「横須賀市人権施策推進指針」及び「平成24年度 横須賀市人権施策推進会議報告書」をよりどころとしています。

2 目指すところ

- ・「相談体制の充実」、「正しい知識の周知」、「関係機関との連携」の3つに重点を置き、性的マイノリティに関する施策を推進し、「差別や偏見のないまち」、「いのちを大切にするまち」を目指します。



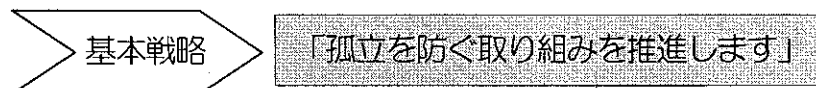
3 施策の特色

(1) 性的マイノリティに関する初めての施策

- ・施策の体系を明確にし、施策ごとの考え方を明らかにし、本市で初めての性的マイノリティに関する施策になります。

(2) 戦略的に取り組むべきことの明確化

- ・「いのちを大切にするまち」、「差別や偏見のないまち」の実現に向けて、長期的に取り組む、基本戦略を掲げます。



(3) 施策体系および各施策で推進すべきことの明確化

- ・施策を行うために、「相談者の人権を守る」、「相談体制を整える」、「正しい知識を伝える」、「関係機関との連携に努める」を施策の柱として、各施策で推進することを体系で明らかにしました。
- ・別紙「性的マイノリティに関する施策体系（案）」参照

性的マイノリティに関する施策体系（案）

《基本戦略：孤立を防ぐ取り組みを推進します》

《目指すところ：差別や偏見のないまち ⇒ いのちを大切にすまち》

施策方針	基本施策	施策の展開
Ⅰ まもる 「相談者の人権を守る」	1 相談体制の充実	◎ (1) 市役所の相談体制を拡充します。
		(2) 市内で専門の相談が受けられる体制づくりに努めます。
		(3) 専門の相談場所に来られない児童・生徒への対策を講じます。
		◎ (4) 学校へ相談窓口を周知します。
	2 孤立の防止	(5) 当事者同士の情報交換の場づくりを支援します。
	3 暮らしやすさの保障	(6) すべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
Ⅱ ささえる 「相談体制を整える」	4 研修体制の充実	◎ (7) 相談員・教職員の知識の習得を行います。
	5 情報収集の充実	◎ (8) 情報を収集し提供します。
Ⅲ はぐくむ 「正しい知識を伝える」	6 周知・啓発活動の推進	◎ (9) 市民へ正しい知識を伝えます。
	7 学校教育における啓発	(10) 児童・生徒へ正しい知識を伝えます。
Ⅳ つなげる 「関係機関との連携に努める」	8 関係機関との連携	◎ (11) 当事者の意見を聞きます。
	9 庁内連絡会の開催	◎ (12) 庁内の情報共有に努めます。

◎…ただちに実施可。または、すでに実施している。